

第 2 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成30年4月27日

閉 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成30年4月27日(金曜日)

午後0時58分開議

午前3時30分閉会

本日の会議に付した事件

平成30年度主要事業等の説明

報告事項

- ①平成28年熊本地震からの復旧・復興
の状況について

出席委員(8人)

委員長 緒方 勇 二
副委員長 松村 秀 逸
委員 西岡 勝 成
委員 吉永 和 世
委員 湊上 陽 一
委員 磯田 毅
委員 西山 宗 孝
委員 中村 亮 彦

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 福島 誠 治
政策審議監 竹内 信 義
生産経営局長 山下 浩 次
農村振興局長 西森 英 敏
森林局長 三原 義 之
水産局長 木村 武 志
農林水産政策課長 千田 真 寿
団体支援課長 杉山 正 三
流通アグリビジネス課長 井上 克 浩
農業技術課長 酒瀬川 美 鈴
農産園芸課長 大島 深
政策監 後藤 雅 彦

首席審議員兼畜産課長 中村 秀 朗
農地・担い手支援課長 下田 安 幸
農村計画課長 渡邊 泰 浩
農地整備課長 福島 理 仁
むらづくり課長 久保田 修
技術管理課長 今田 久仁生
森林整備課長 松木 聡
林業振興課長 入口 政 明
森林保全課長 古賀 英 雄
水産振興課長 山田 雅 章
漁港漁場整備課長 菰田 武 志
農業研究センター所長 川口 卓 也

事務局職員出席者

議事課主幹 門垣 文 輝
政務調査課主幹 植田 晃 史

午後0時58分開議

○緒方勇二委員長 それでは、ただいまから
第2回農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、開会に当たりまして、一言御挨拶を
申し上げます。

第1回の農林水産常任委員会で委員長に選
任いただきました緒方勇二でございます。今
後1年間、松村副委員長とともに、誠心誠
意、円滑な委員会運営に努めてまいります
ので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、御指導、御鞭
撻のほどいただきますよう、心からお願い申
し上げます。

また、農林水産部長初め執行部の皆様方
におかれましては、御協力をよろしくお願い申
し上げまして、簡単ではございますが、御挨
拶とさせていただきます。よろしくお願
いいたします。

続いて、松村副委員長より御挨拶をお願いします。

○松村秀逸副委員長 皆さん、こんにちは。

第1回農林水産常任委員会で副委員長に選任いただきました松村秀逸でございます。どうぞよろしく申し上げます。今後1年間、緒方委員長を補佐し、一生懸命、円滑な委員会運営に努めてまいります。

委員各位、また、執行部の皆さん方には御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

簡単ですけれども、御挨拶にかえさせていただきます。

○緒方勇二委員長 次に、本日は執行部を交えての初めての委員会でありますので、幹部職員の自己紹介をお願いいたします。

なお、課長以上については自席からの自己紹介とし、審議員ほかの職員については、お手元にお配りしております職員紹介用名簿の裏面にあります幹部職員名簿により、紹介にかえさせていただきます。

それでは、福島農林水産部長から、順次お願いいたします。

（農林水産部長～漁港漁場整備課長の順に自己紹介）

○緒方勇二委員長 1年間、このメンバーで審議を行いますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、平成30年度主要事業等説明に入ります。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、福島農林水産部長から総括説明を行い、続いて、各課長から資料に従い順次説明をお願いします。

○福島農林水産部長 それでは、改めて御挨拶申し上げます。

緒方委員長、松村副委員長を初め委員の皆

様方には、この1年間、よろしく御指導を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年度は、熊本復旧・復興4カ年戦略に沿って、平成31年の営農再開100%を目指し、熊本地震からの復旧、復興をさらに加速化させるとともに、競争力ある農林水産業の実現に取り組んでまいります。

まず、熊本地震からの復旧、復興についてです。

農林水産業においては、1,826億円に上る過去最大の被害が発生しました。国の格別の支援のもと、本県も全力を挙げて対応してきたところですが、被災した農地や農業用施設等の復旧に引き続き取り組み、大切畑ダムの復旧工事にも着手するとともに、これ以外の農地等災害復旧事業箇所につきましては、今年度中の復旧完了を目指します。あわせて、農地の大区画化や担い手への集積など創作的復興にも取り組んでまいります。

次に、競争力ある農林水産業の実現についてです。

農業においては、国際競争力の強化、グローバルな農業技術等の交流、熊本型特区の実現に向けた外国人材の受け入れ、育成の体制整備や、米政策転換等に対応した産地育成、家畜改良の加速化、担い手の経営力向上や高度な人材育成、さらには、中山間地域における持続可能な農業の推進等の施策を強化してまいります。

また、林業においては、担い手育成のための研修体系の再編、充実や、適正な森林整備のための森林集約化、森林資源の循環利用に向けた再造林による適切な更新対策などを強化するとともに、平成31年度からの森林環境譲与税の導入に向けた準備を進めてまいります。

さらに、水産業においては、有明海、八代海等の漁場環境の改善や、漁業所得の向上を図るためのヒトエグサ等の海藻増養殖技術の開発、マガキ養殖技術の確立、八代海におけ

る資源回復を目指した新たな種苗生産技術の開発等を強化してまいります。

以上のような取り組みを進めるため、平成30年度当初予算では、一般会計791億円余、特別会計9億円余、総額801億円余を計上しております。

本日は、農林水産部における今年度の主要事業等を御説明しますとともに、熊本地震からの復旧、復興の状況について御報告申し上げます。

詳細につきましては、この後それぞれ担当課長から説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○千田農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会説明資料、平成30年度主要事業及び新規事業について説明させていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

農林水産部の機構図でございます。

本庁は、5局16課の体制となっております。また、出先機関では、真ん中あたりに記載がありますが、今年度から新たに大切畑ダム復興事務所を新設しております。

2ページをお願いいたします。

各課の担当事務の概略を示しております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

平成30年度当初予算の総括表でございます。

本年度予算額、(A)欄の一番下をごらんください。

農林水産部全体の予算は、総額で801億円余となっております。

4ページをお願いいたします。

平成30年度農林水産部施策の方針でございます。

部長の挨拶にもありましたとおり、営農再開100%を初めとした復旧、復興の歩みを進

めるとともに、競争力ある農林水産業の実現に向け取り組むこととしています。

個別の説明は、時間の関係から割愛させていただきます。

6ページをお願いいたします。

平成30年度主要事業及び新規事業でございます。

農林水産政策課からは、新規事業のグローバル農業交流推進事業を説明させていただきます。

農業分野におけますグローバル化に対応するため、技術支援を通じた信頼関係構築、農業技術等の相互研さんによる国際水準への対応など、海外との交流を推進するものでございます。

具体的には、本県とMOU、国際交流の促進に関する覚書を締結しましたバリ州のモデル農園における技術支援や、モンタナ州、タイなどとの技術交流等を予定しております。

農林水産政策課は以上でございます。

○杉山団体支援課長 団体支援課でございます。

資料の7ページをお願いいたします。

農業共済加入促進事業でございます。

台風等の自然災害に対するセーフティネットであります農業共済の加入促進を図るための事業で、主なものとして、事業内容の(1)市町村加入促進支援事業は、果樹共済と園芸施設共済の加入者への掛金支援を市町村と連携して行うものでございます。

8ページをお願いいたします。

収入保険制度導入対策事業でございます。

収入保険制度は、自然災害に加えまして、価格低下も含めた農業収入の減少を補填するもので、平成31年1月から制度がスタートいたします。

収入保険制度導入対策事業は、収入保険制度につきまして普及啓発等を行うもので、事業内容の(2)収入保険制度普及啓発事業は、

制度の加入要件が青色申告の実施であるため、青色申告者をふやすための取り組みといたしまして、県担い手育成総合支援協議会を通じて研修会の開催等を行うものでございます。

9ページをお願いいたします。

水産団体経営安定総合対策事業でございます。

漁協の経営基盤や組織体制を強化するための事業で、事業内容の(1)は、経営の厳しい漁協が、財務処理の適正化や経営改善計画の策定を税理士等の外部専門家に依頼するための経費を助成するものでございます。

また、(2)は、漁協が事業改革や組織再編に取り組むために必要な経費を助成するものでございます。

10ページをお願いいたします。

農林水産業制度資金でございます。

農林水産業の方々の設備の近代化や経営改善を図るために必要な資金を長期かつ低利で融資するもので、次の11ページにかけまして資金の一覧を記載しております。各資金の融資枠は、近年の融資実績や資金需要見込み等を踏まえまして、必要な融資枠を設けております。

団体支援課は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○井上流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

12ページ目をお願いします。

フードバレー構想推進関連事業です。

くまもと県南フードバレー構想を推進するため、フードバレーアグリビジネスセンターやくまもと県南フードバレー推進協議会を核として各種活動を展開してまいります。

主な事業について御説明いたします。

フードバレーアグリビジネスセンター推進事業です。当センターの施設機械を開放し、生産者、事業者の試験研究や開発、ビジネス

サポートを推進します。

リスクに強い地域連携基盤づくり事業です。地域商社KASSE JAPANを活用し、PB商品の開発、食と観光を絡めた展開などの支援を行います。

今年度から行う地域未来モデル事業です。農産物の1次加工施設整備に関する補助を実施いたします。

次に、13ページ目をお願いいたします。

農産物等セールス拡大加速化事業です。

熊本地震からの復旧、復興を応援する声が多い首都圏、それから関西圏におきまして、認知度向上と販路拡大を図ります。内容としては、知事のトップセールスを初め、物産展、大手量販店やレストランと連携したフェアを開催いたします。

次に、14ページ目をお願いいたします。

地産地消推進関連事業です。

くまもと地産地消推進県民条例の理念に従って、関係機関が一体となって地産地消を推進いたします。また、学校給食における県産食材の利用促進を図ります。

主な事業について説明いたします。

くまもと地産地消利活用促進事業では、メルマガなどを活用した地産地消に係る情報発信と普及啓発、生産者と消費者で組織されたくまもと食・農ネットワークの活動を支援いたします。

また、学校給食向け県産食材流通モデル実証事業では、県産食材の納入体制を強化するため、直売所などの中間組織を核とし、県産食材の流通モデルを構築いたします。

地産地消モデル献立作成事業では、学校栄養教諭などに向けて、旬や出荷時期と連動した学校給食のモデル献立を作成し、配布いたします。

次に、15ページ目をお願いいたします。

農林水産物等輸出関連事業でございます。

輸出に取り組みやすい環境づくり、輸出に取り組む事業者などの育成、輸出に向けたビ

ジネスチャンスの創出により、輸出競争力の強化を図ってまいります。

主な事業について説明します。

訪日外国人食の連携輸出拡大事業です。

クルーズ船における県産食材の活用、香港直行便を活用した新たな輸出の展開、熊本県内にあります外国人組織などと連携し、そこで得た現地情報を商品開発や販路拡大に生かします。

次に、海外輸出拡大プロモーション事業でございませう。

海外バイヤーの招聘、海外飲食店でのプロモーション、それから新規国での新たな輸出の展開、海外トップセールスを行います。

また、県産農林水産物等輸出推進総合支援事業です。

輸出拡大アドバイザーの設置、各種協議会を通じて、J Aや農業者などが行う輸出促進活動を支援いたします。

次に、16ページ目をお願いいたします。

企業の農業参入促進・定着支援事業です。

地域との調和を図りながら農業に参入する企業に対し総合的な支援を行うことで、企業の農業参入と定着を図ります。

主な事業です。

農業参入検討企業ワンストップサポート事業です。企業訪問の実施や農業参入に関するセミナーを開催いたします。

企業参入促進補助金です。市町村などと農業参入協定を締結していただいた新規に農業に参入する企業に対しまして、諸経費などを助成いたします。

さらに、参入企業定着支援事業です。農業参入した企業が、さらなる施設や機械を導入する際、一定の条件で補助いたします。

流通アグリビジネス課は以上です。

よろしくお願ひいたします。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございませう。

説明資料の17ページをお願いいたします。

普及指導関連でございませう。

まず、上の段の協同農業普及事業は、農業改良助長法に基づき、本庁及び広域本部、地域振興局等に普及職員を配置し、農業者への農業技術や経営指導のほか、職員の資質向上などに取り組むものでございませう。

A L Lくまもと農産物生産支援体制強化事業は、農業者への技術指導力を最大化させるために、営農指導員の育成に取り組む農業団体を支援するものでございませう。

また、I C Tタブレット端末を活用しまして、県下各産地の情報を共有化しながら、産地づくりにつなげることでございませう。

18ページをお願いいたします。

阿蘇火山対策関連でございませう。

上の段の阿蘇火山活動営農対策降灰分析調査事業は、県内28カ所に設置した調査地点における降灰量などの調査、分析を外部に委託するものでございませう。

次に、阿蘇火山活動降灰地域緊急土壌矯正事業は、降灰により酸性化した土壌を矯正するための資材購入の助成事業でございませう。

次に、19ページでございませう。

環境保全型農業直接支払事業でございませう。

地球温暖化防止や生物多様性保全のために、環境保全効果の高い営農活動に対して交付金を交付するものでございませう。レンゲ等のカバークロップの作付や堆肥の利用、有機農業などの取り組みに対しまして、10アール当たり8,000円を上限に交付するものでございませう。

20ページでございませう。

地下水と土を育む農業総合推進事業でございませう。

これは、平成27年4月から施行してございませう地下水と土を育む農業推進条例に基づきませう事業でございませう。地下水と土を育む農業の県民への理解促進や化学肥料、農薬を削減

するための技術の導入、生き物と共生する産地育成、グリーン農業による農産物の消費拡大などがございます。

次に、21ページでございます。

農業生産工程管理(GAP)導入促進事業でございます。

2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックや輸出への対応も見据えまして、昨年7月に創設しましたくまもと県版GAPの推進を行うとともに、大会への食材供給の促進を図るものでございます。GAP推進のためのモデル産地の設定や指導員の養成、GAP取得のための土壌分析費など初期費用を助成し、認証拡大を行うものです。また、オリ・パラ大会へ本県農産物を供給するための情報収集や販売促進活動を行っていくこととしております。

22ページでございます。

農業研究センター試験研究費でございます。

農業技術開発の拠点として、稼げる農業の実現に向けまして、県オリジナル品種の育成や、品種、収量を高める技術開発、安全な農産物の生産技術の高度化のための技術開発などの試験研究を行うものでございます。

農業技術課は以上でございます。

○大島農産園芸課長 農産園芸課でございます。

資料は、23ページをお願いいたします。

農業における労働力確保対策につきましては、熊本地震の発生に伴い、顕在化したしました労働力不足に対応するため、上段にあります熊本地震復興労働力確保対策事業では、事業内容にありますように、モデル地区における国内人材の労働力確保、地域間連携対策を、下段の新規事業、震災復興農業外国人材受入育成事業では、事業内容にありますように、熊本型特区の実現に向けて、いつ地区指定を受けてもいのように、外国人材の受け入

れ、育成体制構築に必要な調査、構想づくりを進めるものでございます。

24ページをお願いいたします。

阿蘇火山等対策事業につきましては、上段の園芸対策では、事業内容にありますように、ハウス施設等の導入、下段の特産対策では、事業内容にありますように、お茶の除灰に必要な乗用除灰機などの洗浄施設等を整備する事業でございます。

25ページをお願いします。

主要農作物種子生産改善対策事業は、これまで、法律に基づき、県で運用規定を定めておりましたが、法廃止を受けて、これにかわるものとして、新たな県要領を4月1日に制定いたしました。これに基づきまして、事業内容にありますように、奨励品種の決定調査から原種等の生産、種子対策の指導により、これまで同様に優良種子を確保するとともに、安定供給する体制を維持してまいります。

26ページをお願いいたします。

くまもとの米新産地育成戦略事業は、国の米政策見直しを踏まえ、事業内容の(1)にあります「くまさんの輝き」を中心としたトップグレード米の産地づくり、これに加えまして、(2)の需要が顕著なお弁当や外食向けの業務用米の産地づくりにも新たに取り組んでまいります。

27ページをお願いいたします。

くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業は、米などの低コスト生産を進めるため、事業内容にありますように、広域農場や中山間地における生産組織の育成に必要な機械導入を支援するものでございます。

28ページをお願いします。

地域特産物産地づくり支援対策事業は、事業内容にありますように、お茶の高品質化につながる被覆資材や共同利用機械の導入などを支援する事業でございます。

29ページをお願いいたします。

いぐさ・昼表生産体制強化支援対策事業は、事業内容にありますように、共同利用機械の導入やQRコードタグ挿入装置の導入、イグサハーベスターの省力機械の導入支援を行う事業でございます。

30ページをお願いします。

露地野菜生産拡大対策事業は、国内産需要増加に対応できるよう、産地規模の拡大に向けまして、事業内容にありますように、キャベツやブロッコリーの周年出荷体制の整備、大型機械の導入などを支援する事業でございます。

31ページをお願いします。

攻めの園芸生産対策事業は、事業内容にありますように、野菜、果樹、花卉の生産力の維持増大、気象災害に負けない産地づくりに必要な施設、機械などの導入を支援する事業でございます。

32ページをお願いいたします。

くまもとの花生産流通推進事業は、事業内容にありますように、花の周年生産、供給体制づくりや需要拡大に向けた生花プロジェクトなどに取り組んでまいります。

33ページをお願いいたします。

果樹競争力強化推進事業は、果樹の高品質生産のため、事業内容にありますように、(1)のこれまでの屋根かけ栽培やシートマルチ栽培による生産力向上に加えまして、新たに(2)の高品質計画出荷に向けて家庭選別の共同化の実証に取り組んでまいります。

34ページをお願いいたします。

生産総合事業は、国の強い農業づくり交付金を活用し、事業内容にありますように、低コスト耐候性ハウスなどの生産施設の整備に対し助成を行うものでございます。

農産園芸課の説明は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○中村畜産課長 畜産課でございます。

資料の35ページをお願いいたします。

畜産クラスター事業は、昨年度、国の経済対策に呼応いたしまして、当初予算として計上しておりますのでございます。これは、各地域の畜産関係者が、連携、結集した畜産クラスター協議会を設立しまして、クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体が行う牛舎などの施設整備を支援するものでございます。

36ページをお願いいたします。

家畜改良増殖総合対策事業は、畜産物の生産拡大を図るため、家畜導入や改良増殖に関する施策を実施するものでございます。

説明欄の2の事業内容のうち、(1)、(2)、(3)は、県が農業団体の協力を得て行う種雄牛づくりでございます。

(4)の家畜導入事業は、畜産農家が行う肉牛や乳牛の繁殖用雌牛の導入を支援し、繁殖基盤の強化を図るものでございます。

(5)の全国和牛能力共進会出品体制強化は、5年に1回開催される黒毛和種のオリンピックで上位入賞を目指すため、各地域で優良な雌牛を保留する取り組みや肥育技術試験等を実施するものでございます。

資料の37ページをお願いいたします。

家畜畜産物価格安定対策事業は、生産者の経営安定を図るものでございます。肉用子牛、肉豚、鶏卵の市場価格変動によって農家の損失が生じた場合、国、県、生産者が拠出した基金から損失の一部を補填するものでございます。

資料の38ページをお願いいたします。

畜産物輸出拡大推進事業は、海外への販路拡大を図るため、これに積極的に取り組む農業団体等を支援するものでございます。

説明欄の2の事業内容のうち、(1)では、相手国の査察団受け入れに関する経費を支援し、(2)では、県産ブランドの銘柄保護に必要な各国における商標登録などの取り組みに対する助成でございます。

資料の39ページをお願いいたします。

畜産GAP推進事業は、東京オリ・パラへの県畜産物の食材供給に向けた畜産版GAP認証取得推進に要する経費でございます。本年2月の議会で予算成立後、各団体との調整を進め、推進母体となる県畜産GAP推進協議会を3月に立ち上げて、既に取り組んでいるところでございます。

資料の40ページをお願いいたします。

家畜保健衛生所施設整備事業は、家畜伝染病発生の際に、地域の防疫拠点となる家畜保健衛生所の疾病診断能力の高度化、迅速化及びバイオセキュリティの確保を図るものでございます。本年度につきましては、城北家畜保健衛生所の外溝工事などの最終年となっております。阿蘇家畜保健衛生所の整備は、本年度から解体・新築工事を開始いたします。なお、城南家畜保健衛生所は、庁舎の基本設計の経費でございます。

畜産課は以上でございます。

○下田農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

まず、41ページをお願いいたします。

担い手への農地集積・集約化関連事業です。

本県では、優良農地の確保やコスト削減に向け、地域の話し合い活動を通じた担い手への農地集積、集約化を進め、担い手への農地集積率を平成35年度までに8割に引き上げる目標を掲げて取り組んでいます。その取り組みを進める関連事業として、中段と下段の2つの事業がございます。

まず、中段の農地集積加速化事業につきましては、平成24年度から本県独自の農地集積の取り組みとして進めてまいりました重点地区、集積促進地区等における話し合い活動を通じた農地集積を中心に支援するものであります。

下段の農地中間管理機構事業につきましては、平成26年度にスタートしました中間管理

事業を進める県の中間管理機構の体制整備等活動を支援するものです。

続きまして、42ページをお願いいたします。

新規就農者の確保・育成に係る事業です。

本県では、将来の農業を担う多様な農業者を確保するため、就農希望者の相談から定着までトータルで支援する熊本独自の活動を展開するとともに、就農準備と就農後の定着を国の制度を活用して支援しております。その取り組みを進める事業としまして、中段と下段の2つの事業がございます。

まず、中段の熊本型新規就農総合支援事業につきましては、若者の営農意欲を喚起するとともに、親元就農や新規参入希望者の研修を受け入れ、参入後の定着を支援するものでございます。

主な内容としましては、2の事業内容の(1)にありますように、県内にある17の民間認定研修機関における研修受け入れ体制づくりとその連携活動等でございます。

下段の青年就農給付金事業、国の農業次世代人材投資事業でございます。これにつきましては、就農前の研修期間と経営が不安定な就農直後の所得を確保するための給付金を交付するものです。準備型と経営開始型がございます。この事業につきましては、引き続き活用を進めてまいります。

続きまして、43ページをお願いいたします。

担い手の育成、確保を進めます担い手育成緊急支援事業でございます。この事業の中で認定農業者や地域営農組織の経営力の向上や法人化を図ってまいります。

2の事業内容の(1)にありますように、農業経営相談所を本年度設置をしまして、認定農業者からの多方面の相談をワンストップで受け、専門家とともに相談対応をする体制を新たに構築してまいります。

続きまして、44ページをお願いいたしま

す。

本年度から新たに取り組めますくまもと農業法人活動強化支援事業でございます。

本県における農業法人は、約1,000社まで拡大しております。この中から本県農業をリードする法人を育成し活動を強化するため、新たに法人経営体のサポート体制を強化する取り組みを開始いたします。

主な内容といたしましては、農業法人の経営状況、農地集積の状況等の実態調査や農業の景気動向調査を行います。いずれも熊本県農業法人協会に委託して、今後の活動強化につなげてまいります。

続きまして、45ページをお願いいたします。

経営体育成支援事業です。

これまで、担い手育成、確保に係りますソフト活動を説明いたしました。この事業は、地域の中心経営体の農業経営の改善に必要な農業用機械等のハード面の整備を支援する国の制度です。市町村を通じた農業者に対する補助となっております。

続きまして、最後に46ページをお願いいたします。

教育、研修を通じたトップリーダー等高度な人材育成を進める取り組みです。

県では、次世代の農業後継者の育成のため、農業大学校での教育機能の強化を進めるとともに、新たな挑戦を志向する農業者のステップアップを支援してまいります。

事業としては2つございまして、中段の農大教育トップリーダー育成事業は、本年度から新たに取り組む事業でございます。農業大学校における時代のニーズに対応した教育の構築に向けて、2の事業内容にありますように、入学時からの進路指導の強化、カリキュラムの再編、農業高校との連携強化等を進めてまいります。

下段のくまもと農のひとづくり事業につきましては、既に農業者として活躍する方々の

新たな挑戦を支援するものです。

主な内容といたしましては、2の事業内容の(1)のくまもと農業アカデミー、(2)のくまもと農業経営塾、いずれにつきましても継続して実施し、トップリーダーの育成を進めてまいります。

農地・担い手支援課は以上です。

よろしくお願いいたします。

○渡邊農村計画課長 農村計画課でございます。

資料は、47ページでございます。

国営土地改良事業等でございます。全部で4地区でございます。

まず、川辺川地区でございますが、本地区につきましましては、本年2月末に計画変更等のための土地改良手続を完了しております。今後は、造成団地における井戸設置等による水手当てを行いまして、4年後、平成33年度に事業完了の予定であります。

続きまして、大野川上流地区でございます。

本地区は、大蘇ダムの地山に対するコンクリート吹きつけ等を行う浸透抑制対策を実施してまいります。なお、浸透抑制対策に係る経費は、本県は負担対象外となっております。

続きまして、八代平野地区でございます。

本地区は、今年度、平成30年新規地区といたしまして、過去に国営事業で造成されました頭首工、幹線用水路、排水機場等の老朽化及び耐震対策を進めてまいります。現在、土地改良法手続を実施中でございます。

最後に、玉名横島地区でございます。

本地区につきましましては、引き続き堤防の補強、樋門の改修を実施してまいります。

48ページでございます。

土地改良施設突発事故復旧事業でございます。

本事業は、昨年度の土地改良法の改正に伴

いまして創設する事業でございます。排水機場の故障やパイプラインの破裂などの突発事故について機能復旧を行う事業でございます。事業内容でございますとおりの、規模に応じまして、県営事業、団体営事業を整備しているところでございます。

続きまして、49ページでございます。

県営土地改良調査計画費でございます。

本事業につきましては、県営事業として圃場整備やかんがい排水施設整備を行う地区の事業計画策定や施設の機能診断を行うものでございます。天草市の栖本中央地区ほかにおきまして、それぞれの事業の目的に応じた調査計画を実施してまいり予定でございます。

続きまして、50ページでございます。

団体営農業農村整備事業費でございます。

市町村等が実施いたします農業農村整備事業に対しまして補助を行う事業でございます。御船中央地区ほかにおきまして、基盤整備や施設整備等の事業内容に応じた事業をそれぞれ実施してまいります。

農村計画課は以上でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○福島農地整備課長 農地整備課でございます。

51ページをお願いします。

県営かんがい排水事業費でございます。

基幹的な農業水利施設等を整備し、農業の持続的発展と食料の安定供給の確保を図るものです。農業用排水施設や水田の汎用化を図るための排水機場等の新設または改修、県営事業等により造成された用水路等の基幹水利施設の補修更新などを行います。第二多良木地区ほか26地区で実施する予定です。

52ページをお願いします。

県営経営体育成基盤整備事業費でございます。

将来の農業生産を担います経営体の育成とともに、そのために必要となる生産基盤整備

を一体的、総合的に行いまして、生産性の高い農業構造の実現を図るものです。担い手への農地集積に資するソフト事業とあわせまして、水田の区画整理や用排水路、農道等の生産基盤整備を一体的に実施するものです。第一の宮地区のほか23地区で実施する予定です。

53ページをお願いします。

農村地域防災減災事業です。

農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止しまして、農業生産の維持と農業経営の安定等を図るものです。ため池の改修や湛水被害を防止するための排水機場等の新設、改修、農地及び海岸施設の保全整備などを行います。豊川北部地区ほか31地区で実施する予定です。

54ページをお願いいたします。

事業名欄上段の団体営農地等災害復旧事業費は、異常な天然現象により被災した農地、農業施設を復旧しまして、営農の維持や経営の安定を図るものです。

下段の農地等災害復旧受託事業費は、団体営事業を実施する市町村において対応が困難な場合に、事務の受託によりまして県が主体となって復旧を行うものでございます。平成28年、29年発生災害で被災した農地や用排水路、農道、ため池等の復旧を県内全域において実施することとしております。

55ページをお願いします。

県営農地等災害復旧事業費です。

災害復旧を行う箇所のうち高度な技術を必要とするもので、一定規模以上のもの等について県営事業で実施することとしております。平成28年、29年発生災害で被災した農地、用排水機場、ダム等の復旧を行います。大切畑地区ほか8地区で実施する予定です。

農地整備課は以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

○久保田むらづくり課長 むらづくり課で

ざいます。

資料56ページをお願いいたします。

中山間農業モデル地区支援事業でございます。

平成29年度から取り組んでおります本事業、特に生産条件の傾斜等の厳しい中山間地域におきまして、農業を核としました多様な所得の確保に積極的に取り組もうとする意欲ある地域、こういった地域をモデル地区として設定いたしまして、その地域の徹底的な話し合い活動を通じて策定をいたしますモデル地区農業ビジョンづくり、これに対する支援でございますとか、そのビジョンに基づいて実施いたします簡易な基盤整備、機械、施設の導入等を支援する事業でございます。

57ページをお願いいたします。

鳥獣被害防止対策でございます。2事業でございます。

まず、上段、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策パワーアップ事業でございます。

本事業は、鳥獣被害防止対策として、事業内容にもございまして、県内各地において国の交付金等を活用して実施いたします鳥獣の捕獲活動あるいはわなの設置、購入等のソフト対策並びに電気柵やワイヤーメッシュ等の侵入防止の設備、ハード整備の実施を支援するものでございます。とともに、無意識の餌づけストップ、これを広く啓発するものでございます。

続きまして、下段でございます。

くまもとジビエ活用支援事業でございます。

これは、捕獲をいたしました鹿、イノシシ等のいわゆる鳥獣の肉を食用として有効活用しますために、衛生管理技術の向上や出口対策としての販路拡大等を支援し、くまもとジビエのブランド化を図るためのものでございます。

続きまして、58ページをお願いいたします。

中山間地域のハード整備でございます。

まず、県営中山間地域総合整備事業でございます。

これは、中山間地域の圃場が狭小など、いわゆる生産条件の厳しい地域におきまして、圃場整備等の農業生産基盤の整備と集落道等の農村生活環境基盤整備を総合的に実施するものでございます。県内16地区を展開してまいります。

続きまして、2段目の中山間地域農地集積促進事業でございます。

これは、先ほど申し上げました県営中山間地域総合整備事業のソフト事業でございます。圃場整備事業を実施する地区におきまして、整備に係る農家負担の軽減を図るために、担い手や農地中間管理機構への農地の貸し出し等を条件といたしまして、その集積の度合いに応じまして促進費を交付するものでございます。

59ページをお願いいたします。

日本型直接支払制度でございます。

まず、上段でございます。中山間地域等直接支払事業。

本事業は、農地の傾斜等、生産条件の特に厳しい中山間地域の農用地におきまして、市町村と集落が協定を締結いたしまして、5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者に対しまして、直接交付金を交付するものでございます。

次に、下段でございます。多面的機能支払事業。

本事業は、地下水涵養あるいは洪水調節等の農業、農村が有します多面的機能、この維持、発揮を図るために、農振農用地におきまして農業者や集落が行います農道や水路等の管理、あるいは施設の長寿命化に向けました共同活動に対しまして、その活動資金に交付金を交付するものでございます。

続きまして、60ページをお願いいたします。

地域づくりのソフト事業でございます。くまもと里モンプロジェクト推進事業でございます。

平成25年度から進めております事業でございます。美しい景観の保全、創造、文化・コミュニティの維持、創造並びに地域資源を活用いたしました内発的産業の創造、この3つの柱に沿いまして、農山漁村の活性化を目指します住民主体によります地域活動、その芽吹き、立ち上げを支援するものでございます。

最後に、61ページをお願いいたします。

阿蘇世界農業遺産の推進でございます。

上段、世界農業遺産推進事業でございます。

平成25年5月に世界農業遺産に認定されました阿蘇地域におきまして、農産物の付加価値の向上でございますとか、インバウンド等の増加等を目指しまして、認定効果を最大限に発揮いたしますために、地域の主体的な取り組みを推進しますとともに、国内外への情報発信を図るものでございます。

具体的には、推進母体でございます阿蘇地域世界農業遺産推進協会、ここの活動を支援しますとともに、国内認定しておりますほかの8つの地域と連携をいたしまして、首都圏等での情報発信により認知度向上を図るものでございます。

下段の阿蘇草原再生・しごと創生プロジェクト推進事業でございます。

本事業は、世界遺産阿蘇の中核をなします草地草原におきまして、野草堆肥を安定的かつ安価に供給できるシステム構築、これの実証研究を行いますとともに、この野草を活用いたしました農産物の高付加価値化と都市圏での販売促進を図り、いまだに地震の被害が深刻でございます壮大な阿蘇の草原再生と農業振興につなげるものでございます。

むらづくり課は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○今田技術管理課長 技術管理課でございます。

説明資料62ページをお願いします。

地籍調査事業でございます。

この事業は、国土調査法に基づきまして、市町村が1筆ごとの土地の所有者や境界等を調査することに対して助成するものでございます。この成果につきましては、不動産登記や課税台帳に反映されるとともに、災害からの迅速な復旧や円滑なまちづくり等のためにも重要な成果となります。

これまでに県下30市町村で事業が完了しております。本年度は、調査を休止している西原村を除いた14市町村で実施いたします。また、完了している2町村において、熊本地震で複雑な地殻変動が生じた一部地域を再調査いたします。

63ページをお願いします。

農地情報共有化促進事業でございます。

本事業は、農業、農村の諸問題を解決するために、県や市町村等が保有する農地情報を地図や航空写真と重ね合わせまして、地図情報システム上で情報を共有しまして、地域の現状分析や施策検討に有効活用するものでございます。

これまでに、人・農地プラン作成や農地集積あるいは生産基盤整備計画等にも活用しております。今後、さらなる利活用に向けて、機能の追加などシステムの改修やデータの更新、利活用支援に取り組みます。

技術管理課につきましては以上でございます。

よろしく願いいたします。

○松木森林整備課長 森林整備課でございます。

64ページをお願いいたします。

森と担い手をつなぐ集約化促進事業でございます。

これは、所有者が不明な森林や施業が放置されている森林につきまして、適正な整備を促進するため、森林所有者を特定し、間伐などの森林整備を働きかけるとともに、意欲ある林業事業体などの担い手に対しまして、森林経営の委託や所有のあっせんなどを行うものでございます。本年度は、県内11地域において設定されましたモデル団地におきまして重点的に取り組むこととしております。

続きまして、65ページをお願いいたします。

水とみどりの森づくり税を活用した森林づくり事業でございます。

2の事業内容欄のうち、(1)につきましては、近年の豪雨災害を踏まえ、流れ木の被害を未然に防止するため、強度の間伐を通じて広葉樹の導入を促進するとともに、伐採した間伐木を移動集積する取り組みへの助成を行うものでございます。

(2)と(3)につきましては、森林資源が利用期を迎え、主伐面積が増加をしている中で、再造林等を推進するための予算でございます。

続きまして、66ページをお願いいたします。

林業公社事業でございます。

林業公社の円滑な事業運営を支援し、本県の森林整備を促進することを目的とするものでございます。

現在、公社有林は育成過程にあり、施業は間伐が中心となりますが、本年度は、国の補助事業を活用して利用間伐を進めるほか、木質バイオマス発電事業者への間伐材の供給にも取り組み、収益確保の最大化に努めることとしております。

67ページをお願いいたします。

森林環境保全整備事業でございます。

これは、森林整備の基本となる事業でございまして、植栽、下刈り、間伐や作業路網の整備といった各種施業の実施について、森林

組合等の実施主体に対し支援するものでございます。

68ページをお願いいたします。

主伐・植栽一貫作業システム支援事業でございます。

森林資源の充実を背景に主伐が進展しておりますが、伐採後の再造林が着実に行われるように造林を低コストで実施していく必要があります。このため、主伐と植栽を連続して行うことで、主伐で用いた機械を引き続き植栽地の整理や苗木の運搬等に利用し、植栽作業の低コスト化を図るものでございます。

また、この一貫作業システムは、伐採に合わせて年中時期を問わず植栽を行うこととなりますので、容器で育苗した苗、我々はコンテナ苗と称しておりますが、このコンテナ苗の生産体制の整備を図るものでございます。

最後に、69ページをお願いいたします。

林業研究指導所の試験研究費でございます。

多様な森林の造成に向け、造林、保育の低コスト化や優良な苗木の開発、鹿被害対策などに関する研究に加えまして、県産材の需要拡大に向けた木材の加工利用の技術開発などに取り組むものでございます。

森林整備課は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○入口林業振興課長 林業振興課でございます。

資料70ページをお願いいたします。

上段の豊かな森林づくり人材育成事業は、新規参入者の確保対策等を行う林業労働力確保支援センターに対し、運営経費と事業経費を支援するとともに、伐木や集材機械の運転等の資格取得の研修等を実施するものでございます。

下段のくまもと緑の新規就業支援対策事業は、林業就業希望者を対象に実施される長期研修を支援するとともに、国の緑の青年就業

準備給付金を活用して、受講生に月12万5,000円を給付するものでございます。

また、仮称林業大学の来年4月開校に向けて検討委員会を設置し、事業内容等を検討してまいります。

続きまして、71ページをお願いいたします。

特用林産物及び緑化木生産の振興対策でございます。

区分上段の特用林産物生産振興対策は、シイタケ乾燥機や林内作業車等の整備や県版GAPに取り組む生産者に対する研修会等への助成を行うものでございます。また、ことし11月に、竹産業の振興とタケノコの安定供給を目的として開催されます第59回全国竹の大会熊本県大会の運営経費の一部を助成するものでございます。

区分中段の特用林産物需要拡大対策は、タケノコ園コンクール、干しシイタケ品評会を実施するとともに、関係団体が行う商談会の参加、アドバイザーによる販売戦略指導等に要する経費を助成するものでございます。

区分下段の緑化木生産振興対策の⑥、⑦につきましては、後で出てくる事業の内数で括弧書きで表示してございます。

72ページをお願いいたします。

建築分野における県産木材の利活用の最大化でございます。

事業内容の(1)には、公共施設等の建築において、設計段階で施主が木造で設計委託を発注するよう促すため、木造のよさの紹介や簡易設計、積算等を実施するとともに、設計を行う建築に対しても、木造設計やB P材、C L T等、新技術の普及に向けた勉強会等を開催するものでございます。

(3)、(4)は、住宅や公共性の高い建築物に県産木材等を提供する事業で、一般住宅には柱90本を100戸に、3世代住宅には120本を30戸に提供するものでございます。あわせて、希望者には緑化木の提供もいたします。

また、県民に木造のよさを広くPRするため、施工中の構造見学会の実施や住宅専門誌でこだわりの木の家等を紹介してまいります。

73ページをお願いいたします。

国内外への木材供給体制の構築等の事業でございます。

事業内容(1)には、オリンピック・パラリンピック施設への県産材提供関係でございます。

選手村に併設されるビレッジプラザについては、公募で木材調達先が選定され、本県は、D2棟という面積で100平方メートル程度の施設でございますけれども、これに決定しております。来年春ごろには、木材55立方メートルを提供する予定で、その調達費用を計上しております。

また、その他の新国立競技場等への木材調達も始まり、木材は森林認証材等であることが求められております。そのため、昨年9月に設立されました熊本県森林認証材供給協議会が出荷いたします認証材の丸太の仕分け等に要するかかり増し経費や流通経費を助成するものです。

(3)、(4)は、組みかえ新規です。特に製材品の海外販売の開拓のため、海外市場調査、展示会出展、バイヤー招聘等を支援するとともに、建具、畳等の業界と連携した和室の提案により、アジアの富裕層、高級飲食店等での木材利用を掘り起こす予算でございます。

74ページをお願いいたします。

くまもとの森林利活用最大化事業でございます。

林道等から100メートル以上離れている条件不利地において、25年生から60年生までの間伐材の搬出を促進するため、流通経費の一部を助成するものでございます。

事業主体は、森林組合認定事業体で、助成価格は、最下段に記載しておりますが、市場へ出荷した場合が1立方メートル当たり

1,700円、製材工場が1,200円、中間土場が900円でございます。この事業で、面積2,500ヘクタールの間伐、6万7,000立方メートルの搬出を見込んでおります。

75ページをお願いいたします。

林業・木材産業振興施設等整備事業でございます。

これは、国庫補助事業を活用し、林業、木材産業の基盤を強化することを目的とした事業でございます。

事業内容は、生産効率や付加価値の向上を図るための木材加工流通施設や特用林産物生産施設等の整備でございます。

具体的には、プロセッサ等高性能林業機械、プレカット加工施設、特用林産施設の乾燥機や林内作業車の導入等に助成してまいります。

76ページをお願いいたします。

最後に、林道事業でございます。

森林の適正な管理及び木材生産の効率化や地域産業の振興等の基盤となる林道の整備を図る事業でございます。

事業内容は、表の事業名の最上段、県営林道事業ですけれども、これは、市町村からの代行依頼を受けて県が実施するもので、今年度は、8路線の林道で7,100メートルの開設を計画しております。

中ほどの市町村事業は、林道の開設が4路線、改良が4路線、舗装が8路線、橋梁やトンネル等の点検を3町で実施いたします。

最後に、林道災害復旧事業ですが、過年林道災害復旧事業は、地震災とその後の梅雨災の残り8路線31カ所を復旧するものでございます。現年林道災害復旧事業は、災害に備えて事務費を計上しております。事業費については、災害が発生したら速やかに補正をお願いしてまいります。

林業振興課は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○古賀森林保全課長 森林保全課でございます。

資料の77ページをお願いいたします。

森林・山村多面的機能発揮対策事業です。

この事業は、県内の地域の活動団体が行います森林、山村の多面的機能の維持向上を図る里山林保全活動等に対し支援し、その資源を有効に活用することで山村の活性化に資するものでございます。

事業内容ですが、主なものは、(1)、②の地域環境保全タイプで、里山林保全、侵入竹除去、竹林整備、③の森林資源利用タイプで、広葉樹等の森林資源利用など、里山林の保全整備に対し助成するものです。

平成30年度の県の予算は、右欄にあります806万円ですが、県の負担割合が8分の1ですので、助成金全体では約6,200万円となります。

資料の78ページをお願いいたします。

治山事業です。

この事業は、豪雨災害等により荒廃した渓流や山腹の復旧工事、荒廃のおそれのある山地の予防的な防災工事等を行うものです。事業の施行箇所は、県下一円となります。また、平成30年度からは、国が新たに創設した事業を活用いたしまして、流木被害等の危険性が高い熊本地震等の被災地を中心に、調査及び対策計画の策定、施設整備を重点的に集中的に実施いたします。平成30年度の予算額は、37億4,700万円余となります。

資料の79ページをお願いいたします。

治山激甚災害対策特別緊急事業です。

この事業は、熊本地震により激甚な山地災害が発生した地域の緊急かつ集中的な荒廃地等の復旧整備を実施するものです。

平成30年度事業は、阿蘇、上益城、菊池地域で22カ所の事業を実施することとしております。特に、南阿蘇村立野地区などのように、緊急度や重要度の高いところから復旧工事を進めることにしております。

全体計画といたしましては、64カ所、89億円となります。事業期間といたしましては、平成29年度から平成33年度の5カ年間となります。平成30年度末には、64カ所中40カ所に着手する予定としております。平成30年度の予算額は29億4,700万円余となります。

森林保全課は以上です。

よろしく願いいたします。

○山田水産振興課長 水産振興課でございます。

資料80ページをお願いいたします。

まず、上段の新たな稼げる養殖業推進事業でございます。

これは、新たな養殖業として注目されているマガキ及びヒトエグサのさらなる養殖拡大及び生産性の向上を目的として新たに組み込むものでございます。

本年度は、マガキ養殖のコスト削減に向けた天然採苗の技術確立試験、ヒトエグサ養殖では、水産研究センターが開発した人工採苗網の生産技術の移転による量産化試験及び人工採苗網の生産技術指導などを行うものでございます。

次に、下段の「クマモト・オイスター」生産・ブランド化推進事業でございます。

これは、本県を代表する新たな熊本ブランドとしてクマモト・オイスターの生産技術を確立し、新たな産業として育成することを目的として実施しております。

本年度は、大型種苗の早期の量産試験に取り組むとともに、大型種苗を使った短期養殖試験を実施し、さらには販売体制の構築に努め、31年の出荷につながるよう取り組むこととしております。

81ページをお願いいたします。

上段の稼げる食用海藻高度化事業でございます。

これは、水産研究センターにおいて、漁業収入の底上げを図るため、海の浄化能力もあ

る海藻について、低コストで大量の生産が可能な技術や新たな有用海藻の採苗技術などを開発するものでございます。

次に、下段のクロマグロ養殖振興技術開発事業でございます。

これは、漁家所得の向上、地域活性化に大きな効果が見込まれるクロマグロ養殖の振興を図るため、人工種苗の生産試験と1キログラムサイズまでの中間育成の技術開発に取り組むものでございます。

82ページをお願いいたします。

上段の国際イベント水産物供給体制づくり事業でございます。

これは、東京オリンピック・パラリンピックへの県産水産物の供給に向けた体制づくりを行うものでございます。

本年度は、水産物の食材調達基準を満たすAEL認証について、養殖業者や海水養殖漁協の認証取得への助成や、海水養殖漁協が認証を活用して行う都市圏への販売促進活動に助成を行うものでございます。

次に、下段のくまもとの魚海外市場等ターゲット事業でございます。

これは、県産水産物の販路拡大に向けた取り組みを加速化させるため、国内外での販路拡大に向けた産地での仕組みづくりに加え、アジア圏やTPP対象国での販売促進活動に助成するほか、県産魚のPR活動を行うものでございます。

83ページをお願いいたします。

上段の新しい漁村を担う人づくり事業でございます。

これは、漁業の担い手を確保、育成するため、県が認定する地域のリーダーである漁業士や漁協女性部の活動を支援するとともに、意欲ある漁業者や新たな就業希望者を対象に、漁業活動に必要な知識や技術修得に向けた研修会を開催するものです。

次に、下段の新規就業者確保定着促進事業でございます。

これは、新規就業者の定着を促進するため、地域における新規就業者を確保、育成するための仕組みづくりや、就業時に必要となる漁船や漁具の整備費を支援するほか、就業後の経営安定に向けて漁協が行う実践研修を支援するものでございます。

84ページをお願いいたします。

上段の有明海・八代海再生事業でございます。

これは、有明海、八代海における漁業の再生を促進するために取り組むもので、有明海においては、より効率的な種苗放流の技術開発や海底耕うんによる底質改善の調査、有明海沿岸4県協調による二枚貝等の資源回復の取り組みを実施することとしています。

また、八代海においても、有明海で培った知見を生かし、アサリ資源回復に向けた支援や、新たな栽培漁業対象魚種として期待されるキジハタと八代海の有用資源であるアジアカエビの資源回復に向けた技術の開発を本年度から新たに実施することとしております。

次に、下段のさかながとれる豊かな海づくり事業でございます。

これは、本県水産物の安定供給と漁業経営の収益性の向上を図るため、稚魚の放流と資源管理型漁業を組み合わせた資源造成型栽培漁業や資源管理・漁業収入安定対策を推進するものでございます。

85ページをお願いいたします。

試験調査船「ひのくに」代船建造に係る設計業務委託事業でございます。

これは、現在の試験調査船「ひのくに」が、建造から既に16年が経過し、老朽化していることから、代船建造に必要な設計業務を行うものでございます。

水産振興課は以上でございます。

審議のほどよろしくをお願いいたします。

○菰田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

資料の86ページをお願いいたします。

まず、水産環境整備事業費でございます。

本事業は、漁場の生産力回復や水産資源の生育場の環境改善を図るため、事業内容にありますとおり、有明海沿岸や八代海沿岸におきまして、アサリ漁獲量の増加を目指し、干潟漁場の底質改善につながる覆砂等を実施してまいります。また、天草市五和町地先におきまして、マダイ等の資源回復を図るために藻場造成を実施してまいります。

87ページをお願いいたします。

水産流通基盤整備事業費でございます。

本事業は、安全で安心な水産物の安定供給を図るため、拠点となります第3種漁港におきまして、水産物の品質、衛生管理の向上及び陸揚げ、集出荷機能の強化などに資する漁港整備を行うものでございます。

本年度は、牛深漁港の後浜地区におきまして、防波堤の整備及び岸壁の耐震化を図るため、測量設計を実施してまいります。

次に、88ページをお願いいたします。

県管理漁港内放置船対策事業でございます。本事業は、本年度新規事業でございます。

県管理の牛深漁港内に放置されている74トンの船舶につきましては、長年の係留により老朽化が進み、台風等により沈没や沖への流出などが発生した場合、漁業活動への支障、また、他船舶等に被害を及ぼすなどの懸念から、漁港の適正な維持、保全を図るため、放置船の撤去、処分を行う経費でございます。現在、法的手続きを進めており、本年度上期を目途に撤去を完了させる予定でございます。

漁港漁場整備課は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○緒方勇二委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番

号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○淵上陽一委員 済みません。6ページ、農林水産政策課。

新規でグローバル農業交流推進事業ですかね。目的、技術支援、信頼関係の構築、農業技術等の相互研さんによる交流を推進するということでありますけれども、もう少し何か具体的にわかりやすく教えてほしいなというふうに思うわけでありまして、また、事業内容で、モデル農園、野菜、果樹、畜産等において、農業技術の支援を行うということでありまして、例えば、今人が労働力がだんだん足らぬようになってきたと言われておりまして、県でもそれぞれ考えておられますけれども、これをやることによって、例えば向こうの実力を上げて、いつかこっちのほうに呼び込んでくるとか、そういう考えがあつてのお話なのか。ちょっとその辺で、例えばどのくらい、どういった人たちにその農業技術の支援をされるのか、ちょっと教えていただければというふうに思います。

○千田農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

グローバル農業交流推進事業については、資料のとおり2つの事業で構築しております。

まず、1つ目のバリ州との農畜産業技術交流事業になりますが、バリ州と本県は、平成28年11月に、国際交流の促進に関する覚書を締結しておりまして、その中で、観光分野及び農畜産業、水産業分野における情報交換等について協力するというので、MOUを締結しております。それを受けまして、昨年12月にバリ州と協議を重ねた結果、現地のバリ州

のほうで野菜、具体的にはイチゴとトマトになります。また、果樹のほうは、かんきつを予定しております。また、畜産については牛ですね。それぞれ農園を選定しておりまして、現地の農園で、本県の技術職員が赴きまして、技術支援を行うことで予定しております。また、あわせまして、バリ州のほうからは、年1回程度、現地の農業者の方を本県に受け入れまして、農研センターですとか、もしくは農家等の視察研修等を行っていただくという形を予定しております。

また、2点目のグローバル農業相互交流事業になりますが、具体的に動いてますのは、モンタナ州とタイについてになります。昨年、モンタナ州につきましては、知事が訪問しておりまして、その中で、今後、農林水産分野につきましても、技術交流やフェア等の経済的な交流を行うことで合意しております。また、タイにつきましては、平成28年にタイ側から申し出がありまして、農業研修生の交流についてのプログラムの提案をいただいております。モンタナ州及びタイ、いずれにしましても、今後も農業研修生の受け入れについて要望をいただいております。継続する予定であることと、さらに、本県からも将来的には農家の方等の受け入れを行いたいと、先方のほうからも申し出があつておりますので、将来的には相互の交流も予定しております。

こうした事業になりますが、目的としましては、書いてありますとおり、信頼関係構築、相互研さんということになりますが、先ほど委員のほうからもお話しありましたように、現在、本県は、国家戦略特区のほうで外国支援人材の受け入れについて提案を行っているところです。そういった外国人材のほうからも選んでもらえる熊本県になるためにも、また、さらには、輸出等につきましても、信頼関係、そういった人材の受け入れ、輸出等についても、そういった信頼関係がベ

ースになってこないと選ばれる熊本にならないという考えのもとから、こうした事業、草の根的な信頼関係の構築事業を今回提案しているものでございます。

以上です。

○淵上陽一委員 言われるとおりに、また次につながるように信頼関係をつくっていただきたいなというふうに思うわけでありましてけれども、続けてもう1点よろしいですか。

23ページ、農産園芸課。

新規で、震災復興農業外国人材受入育成事業ということで、事業内容の(1)ですけれども、現時点では、どのような状況で、いつぐらいにというのは、何かわかっている範囲で構いませんので。大変農家の人たちにとっても、労働力不足というのは、まさしくやっぱり緊急の課題であろうというふうに思っておりますので、少しだけ教えていただければと思いますけれども。

○千田農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

国家戦略特区の提案につきましては、内閣府との窓口を、農林水産政策課のほうで行っておりますので、私のほうから説明させていただきます。

国家戦略特区の提案につきましては、昨年10月に、提案という形で外国人材の受け入れについて提案を行っております。また、本年1月30日には、知事も出席しておりまして、国家戦略特区のワーキンググループ、民間委員も含めた形のワーキンググループのほうからヒアリングが行われまして、知事のほうから説明を行っているところです。

当初、内閣府のほうからは、平成29年内の区域指定というお話がありましたが、延びておりまして、さらには年度内にはというお話もありましたが、最近の国会の審議状況もありまして、現在のところ、いつ区域の指定が

なされるか、ちょっと見通せない状況になっているところです。

ただ、本県としましては、区域指定がなされたならば、速やかに特区の体制整備ができるように準備のための事業を今回計上しているところでございます。

以上です。

○淵上陽一委員 独身者で農家の若い子たちもいるわけですね。いつもお話ししとっては、おまえ、親が今生きてる間はええけれども、1人になったら農業できなくなるよという話をしとったんですけれども、この外国人労働者とか入ってくれば、技術さえあれば、しっかり雇いながら多分できるというふうに思いますので、一日も早くこの受け入れができるように、御尽力いただきますようによろしくお願いします。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 関連も含めていいですか。

○緒方勇二委員長 どうぞ、西岡委員。

○西岡勝成委員 特区の話もですけれども、要するに農業関係だけで3,000人かな。研修生というか、おられるんですかね。それと、私はこの前、牛深のハイヤ祭りに、要するに研修生でそういう水産加工場に入ってる方々を――商工会議所会頭と話して、何しろ地域に根づくために、それぞれの文化を理解してもらうために、ハイヤ祭りに踊ってもらったらどうかということで提案して、早速、今20名ぐらいおるんですかね、水産加工場に牛深のその外国人の研修生が、非常に楽しく踊ってよかったと思うんですけれども、やっぱり知事も研修生としてアメリカに渡られて、違う道に入られましたけれども、あそこは楽し

かったというようなやっぱり熊本県にするためには、そういうものを外国にも発信できるように、外国人の文化の違いとか、また、いいものを発揮できるような提供を積極的に私は展開していくべきだと思うんですね。

磯田先生のところあたりは、もう1,000人近くおられるというようなことですので、そういう祭りあたりを利用して、ただ働くということが目的じゃなくて、もうちょっとこう大きな目で外国人を受け入れるという形をとると、まだ熊本県を海外にもアピールできると思いますので、ぜひその辺はまたいろいろなアイデアを出して、地域ごとにやるのか。できれば、牛深のハイヤ節なんて、一番祭りなど参加しやすいので、そういうところに来ていただくと非常にありがたいと思いますけれども、いずれにしても、その地域の文化と交流することによって犯罪とかそういうこともなくなる部分もあるので、ぜひそういう面には農林水産部としても力を入れてほしいと思います。

そのほかに、もういっちょよかですか。

○緒方勇二委員長 はい、どうぞ。

○西岡勝成委員 晩柑についてですが、もともと河内晩柑という名前がついて、主産地がもうほとんど天草に移ってますよね。すると、県としては、天草晩柑というのはどういう——ネーミングはどこになるんですかね。その河内晩柑で売なのか、天草晩柑で売なのか、まずその辺から。

○大島農産園芸課長 河内晩柑につきましては、おっしゃるように、河内町のほうで枝変わりのような形で当時新しく品種登録されたものでございますので、登録名が河内晩柑ですので、天草でつくられても、玉名でつくられても、一応河内晩柑という品種名でお売りをされているような状態でございます。

○西岡勝成委員 新聞記事あたりを見ると、天草晩柑と書いてあったりしますよね。もう主産地が天草に移っているんだろうと思うんですけども、その辺は、まあ河内の方々も研究の経過もあるので、なかなか難しいところはあるんですけども、河内晩柑といっても、つくっているところが——主産地が天草であれば、これはもうしようがないと思うんですけどもね。何かネーミングをちょっと考えないと。

○大島農産園芸課長 委員御指摘のように、かんきつ類につきましては、品種名で販売する戦略とブランド名で販売する戦略、2通りございます。一定のロットを持っているものにつきましては、品種名で売のケースが多いんですけども、ロットの少ない、全体の生産量が少ないもの、こういったものはブランド戦略を立てられるケースも結構ございまして、実際、登録されている品種名ではなくて、地域名だとか出荷する時期をあらわしたりですとか、そういった売り方がございまして、そういった意味では天草晩柑という戦略も大いにあり得る戦略だとは思っております。ですから、品種名はあくまでも品種名、売るときにブランド名はブランド名という戦略は、我々も今後考えていかなんところかなというふうには思っております。

○西岡勝成委員 もう1つ、三ツ矢サイダーが、今度県のおかげで天草晩柑を——河内晩柑を売ることになったと。非常にありがたいと思うんですけども、非常に都会の人たち、あの何というかな、甘み、独特のミカンと違う爽やかな甘みというんですかね、酸っぱさ、そういうのは非常に可能性があると思うんですが、東京の物産館でもフェアで売ったようなことが新聞に載ったけれども、売ってない。知らない。

○大島農産園芸課長 済みません。ちょっと存じ上げませんでしたので、それは調べておきます。申しわけございません。

○西岡勝成委員 非常に都市部の人たちに人気なんですよ。見た感じはあんまり、いろいろきれいに選別すると格好よく見えるんですけども、普通そんなにきれいでなくても中身はおいしいんですよ。これはやっぱり私は、熊本の戦略としてもうちょっと力を入れるべきだと思います。

○福島農地整備課長 たまたま先日上京したときに、銀座熊本館に寄りましたら、一番いい位置に置いてあって、ちゃんと天草のと紹介がなされておりました。非常にいい宣伝の仕方だなとちょっと思ったところです。

○西岡勝成委員 ぜひひとつ頑張って。

それに関して、もう1つですけども、産地の集約化ですよ。県のOBが、牛深に帰って、自分で晩柑つくったり果樹農家をやってるんですね、自分で。それで彼が言うには、なかなか、果樹農家の集約化というのは非常に難しいと。これ、しかし、やっていかないと、経営体を共同化にするのなかなか知らぬけれども、そういう形を整えていかないと、なかなか後継者も出てきにくいと思うので、ぜひこの辺は、産地の法人化なり、そういう組織を再編して、大規模化——この前、どっか広島か、前年度の委員会でも視察されたら、私は行けなかったんですけども、お聞きしているんですが、果樹農家の要するに集約化、法人化とか、そういうものを含めて、ぜひ積極的に——難しいと思うんですけども、やって協力体制をつくっていくということは、非常に私は、今後の販売戦略にしても生産戦略にしても非常に大事だと思いますので、その辺はぜひよろしくお願いします。

○緒方勇二委員長 要望でよろしいですか。

○西岡勝成委員 はい。

○緒方勇二委員長 そのほかに。

○磯田毅委員 3点ほどお聞きしたいと思いますが、まず、15ページの流通アグリビジネス課の新事業としての訪日外国人食の連携輸出拡大事業というクルーズ船の県産食材の提供のことですけども、ことしはクルーズ船の寄港予定がちょっと減って、今40か50ぐらいだと聞いていますけれども、少ない中にでも県産品の食材をアピールするという。私は、非常に宣伝効果としてはあるなと思っているんですけども、そういったものの、これから先の推進が、具体的にどのようなことを考えておられるかが1つと、そして21ページ、くまもと県版GAPですね。これ、私が所属している部会も、実は認証を受けまして、お祝いのパーティーを開いたこともあったんですけども、県内の認証の状況はどうなのかというのが2点ですね。

3点目に73ページ、林業振興課のですね。

実は、私はずっとこれはもう一般質問で継続して質問してきたことなんですけれども、中国の木構造設計規範、建築基準法の中で、日本産の杉、ヒノキ、松、これがこの認証がいつとれるのかとずっと待ってたんですけども、何か8月にとれるかもしれないということを知ったんですけども、そのことがどうなっているのか。この3点をお聞きします。

○井上流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

クルーズ船での県産食材の活用についてですが、お聞きしてますとおり、少し計画よりは来る船が少なくなっているということでは

ありますが、今その納入業者に地元八代の方がなっておられまして、この方非常に熱心でございまして、なるだけ熊本県産をぜひ船の中で使っていただく、あるいはお土産として持って帰っていただく、そういう売り込みを一生懸命するというを考えておられます。場合によりましては、その会社が、九州管内の結構いろんな港にもつくというようなお話もございまして、そういうところまでお届けしながらでも熊本県産をぜひPRしていくというような決意を述べておられますので、そこに一生懸命一緒になって支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○酒瀬川農業技術課長 先ほど委員から御質問いただきましたGAPの取り組み状況につきまして御説明いたします。

平成30年の3月末時点で、申請が上がって許可しておりますのが3団体でございます。現在、申請中の団体も2団体ございまして、これから、本年度は、実は今非常に地域の認識が高まっておりますので、モデル地区をあと5地域認定いたしまして、そういった組織を中心に普及啓発も行っていきまして、それから、GAPの普及推進員、こういったものも研修会等を開いて推進していきたいというふうに思っております。

それから、オリンピック、パラリンピックまでには、JAやつしろのトマト部会、この各選果場を初めとしまして、34件の約1,000経営体、こういったところを目標に推進を図っていききたいというふうに考えております。

○入口林業振興課長 林業振興課でございます。

中国の木構造設計規範につきましては、昨年公告がなされました。そして、ことしの8月1日に施行予定ということでございます。

これにつきましては、私、おとし林業振興課におるとき、先生からいろいろお尋ねになりまして、決まったら申し上げますと言っとんたんですけれども、正式なやつがございまして、情報誌とかのやつだったものですから、今般3月に林野庁から輸出とかの研修会がございまして、そのときにペーパーをいただきますまして、こういった予定だよということまでいただいております。それで、今後につきましては、軸組工法ができるという話と、構造材に杉、ヒノキ、カラマツが使えるというようなことになってまいります。

○磯田毅委員 今3点答えてもらいましたけれども、まず、クルーズ船への対応ですね。本当に今入港予定が43隻とかなんかで、去年の約半分ぐらいしかないという状況の中ですけれども、ただ、クルーズ船の中で、やっぱりハイレベルな層というのは数%しか今ないわけですね。多くは、何か自由に食べる、何というんですか、そういう安い食材、安いものの中で、聞きますと、熊本県の食材、日本の食材は、中国本土よりも7倍から8倍高いという認識があって、なかなか難しいというのを聞きましたけれども、ターゲットを絞って、中流以上とかですね。私、直接言われたんですけれども、トマトを——今実は非常に安いんですけれども、それでも最低キロ300円ぐらいするんですけれども、それを数十円単位で分けてもらえぬとかかという話で、全然もう話にならぬわけですね。で、やっぱりターゲットを絞る必要、戦略上、絞ることが1点必要だと思ひまして、そこをよろしくお願ひしたいと思ひます。

GAPについては、本当に私はもっと多いかと思つたんですけれども、個人的にとれてる方というのは、団体じゃなくていらっしゃいますか。

○酒瀬川農業技術課長 この認証は、昨年か

らまだ始まったばかりですので、今からどんどんふえてくるというふうに思います。それで、去年は、きくちのまんまアスパラガス組合のほうで2経営体、それから南稜高校が1つということ、それから、委員のJAやつしろの郡築の園芸部会のほうで53経営体ということで、今後そういった農協の生産部会等を中心にふえてくるというふうに思っております。

○磯田毅委員 私の生産部会の場合は、実は私が部長をしたときから、G版GAPと言ってから、郡築のGAPって名前つけて実は取り組んできたのが、こういう早い認証につながったわけですので、こういった普及啓発活動をもっと多くされたら、もっと早くそういったものができるかと思えますし、もう一つ、8月1日に中国版の建築基準法の中に日本産の木材が入ってくるという中ではですね、中国は今原則として木材の伐採は禁止されていると聞いていますけれども、砂漠化が進行する中で植林のほうに今力を入れておるという中では、2020年が中国の木材需要のピークだ、住宅の供給のピークと聞いておりますので、それに向けた県産材の、しかも付加価値の高い製材品ですね。そういったものを早く輸出できるような状況をつくっていただきたいと思えます。

以上です。

○緒方勇二委員長 要望でよろしいですか。そのほかに質疑ございませんか。

○西山宗孝委員 2つほど質問させていただきます。57ページ。

昨年度から、イノシシ鳥獣被害対策については、県も腰を上げて動き始めていただいているという印象があるんですけども、この中を見まして、事業期間が平成28年度から31年度という期間がありますが、大方の目標設

定をされておると思うんですね、対策についてですね。その目標についてどうお考えであるのかを1つお伺いしたい。

もう一つは、目的にありますように、前後しますが、全県的な対策を講じるとともに、地域ぐるみでという話がありますが、地域、地区に至るまで、各市町村通しての話になるかと思うんですけども、そういった体制ぐるみになっていくのであろうかという少し危惧もしておりますので、その点を少し説明いただければと思います。

もう1点、委員長続けていいですか。

○緒方勇二委員長 はい。

○西山宗孝委員 88ページ、県営漁港内の放置船については、私も、もう有八関係の委員も含めて、牛深——西岡先生おられますけれども、に課題があったということを伺っておりましたが、県営漁港内における廃船の処理については当然のこととは思いますが、このほかに、市町村というか市の漁港関係もかなりありまして、法律の改正があるやに聞いておりますが、そういったところの廃船については、現状としては手つかずの状態であると。仮に、市が、勝手な単費、法律的な問題がクリアするとして、市が勝手にやればいい話ではありますが、相当産廃等々の費用もかかりますので、これについては県のほうから何がしかの補助なりがあるのかなという地域での期待はあるんですけども、2点お尋ねします。

○久保田むらづくり課長 むらづくり課でございます。

まず、西山委員からございました1点目の御質問、57ページ、鳥獣被害防止対策の今後の進め方、目標と進める推進方法についてお答えをいたします。

まず、1点目の目標でございますけれど

も、委員のほうから今御案内ございましたとおり、おかげさまで御協力をいただきまして、鳥獣被害対策についても、23年度から庁内PTを設けまして進めている中で、特に強化をすべき項目ということで、強化月間を昨年度から設置いたしまして推進をしてまいりました。

宇土市民会館での2月5日のいわゆる女性参加を中心とした総決起の総会を初めとして、さらに推進をしていくということで考えてございますが、目的といたしましては、いわゆるふえ続けておりますイノシシを中心とした鳥獣被害、やはり生体数を減らすということが大きい目的でございます、具体的な数値目標としましては、県の鳥獣によります農作物被害、ずっと統計をとってございますが、平成13～14年ぐらいまで、ここまでは一定規模でございました。約3億5,000万程度。そういったところから急激に15年度以降増嵩してございます。

おかげさまで、平成22年度のピーク8億4,500万、これをピークとして減少基調にございまして、直近の28年度の被害実績といたしましては約5億ということで、まだまだ3億5,000万程度まで行ってございません。

今後は、そのいわゆる無意識の餌づけストップを推進しながら、定常状態でございました平成13年度、14年度、当面はそこを目標に推進をしてまいりたいと思っております。

それと2点目、今後の推進の展開方向でございまして、いろいろな無意識の餌づけストップ、これを進めていく上には、他の——この前、昨年度管外視察での先進事例でも見ていただきましたが、いわゆる地域全体の参画、特に女性とかお年寄りとか、そういった農業者の、いわゆる男性だけでなくて地域のそういった方の参画というのが非常に功を奏していると。そういったところで、ある意味口コミでもその鳥獣被害防止対策の効果というのは伝わっておるところもござい

ますので、農業者はもちろんのこと、いわゆるお年寄りでございますとか、特に女性の参画ですね。これをどんどん啓発していきまして、さらに推進をしてまいりたいと。

昨年、宇土市民会館のほうで総決起集会をやりましたところ、早速、美里の管内のほうから、女性を中心とした活動組織をぜひ立ち上げたいということで、研修を行いたいというようなそういうお言葉もいただいておりますので、こういった広がり的大事にしながら、今後被害額低減に向けて推進をしてまいりたいというふうに考えてございます。

むらづくり課は以上でございます。

○菰田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課です。

平成26年度に県内の放置船の状況というのを調査しております、そのときの放置船の総数としては、全体で約4,600隻ほどございました。そのうち、県管理漁港分については682隻ということで、あと、県が実際管理しております河川とか港湾とか、そういうところを含んだところで2,000隻ほどが県管理分のところに放置船があると。残り2,600隻ほどが市町村管理というところになっております。

原則的には、船舶につきましては、所有者の方が、実際は管理、廃棄までするというのがルールでございまして、県としても、この放置船対策というのは大変苦慮しているというような状況でございます。

今年度、今回の放置船以外の分のいわゆる所有者が不明の沈没船分の処分については、環境省の補助金を使って数隻程度対応する形になっているのですが、実は補助事業がないものですから、ほかにメニューがないのかということで、大分ちょっといろいろほかの省庁とかも検索したところではあるんですけども、水産庁の業務で、所有者が不明な場合で、処分費が1漁港当たり5,000万以上、20

隻以上であれば補助メニューにも乗れるような書きぶりがちょっとあったようなところでございます。

今現在、その事業採択ができるのかということで、県のほうも、その採択ができるかどうかの調査等はやりたいなと思っておりますけれども、いずれにしても、そういう情報提供というのは市町村のほうにも御提供したいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○西山宗孝委員 鳥獣被害について、美里のようところで、地域、地区から上がってくるものについてももちろんありがたいところなんですけど、上がってこない地域が多いような気がします。今は、春時期で、例えば婦人会とか、あるいは地域の区長囑託会であるとか、あるいは、いろんなJAも女性部会であるとかいろいろやっているんですけども、そういった中で、もちろん県から出向いてくれとまでは言いませんが、市町村単位でもいいので、そういう啓発をやっているのかというと、今この春までには、全然私も感じてないんですよ。特に集中的に5月、6月までそういったものもありますので、あるいはそれにかかわらず組織は組織であるので、市町村のほうで、もう少し県との連携を強めながら啓発していかないとまったくないような気がしますので、ぜひそれは強めていただきたいと思えます。

それと、続けていいですか。

28から31年度の事業という当面でありますけど、もとの3億台までに被害額ベースで戻したいということで、31年度を目標ということで理解しておりますが、それでよろしいのかな。

○久保田むらづくり課長 2点お答えをいたします。

まず、市町村への浸透啓発、地域への浸透でございますけれども、23年度から、この鳥獣被害を取り組んでございますけれども、毎年度、この補助交付金をいただきながら計画を立てて、県内くまなく回ってございますが、先ほど委員のほうからございましたとおり、強化月間も設けてやりましたけれども、まあ初年度ということもございまして、どの時期のどういった啓発の方法がいいかというのも、2年目以降につきましては、開催時期も含めまして、啓発のやり方も少し工夫もさらに考えましてやっていきたいと。

具体的には、かなり浸透もしてまいりますけど、市町村のほうにも、検証をしながら市町村で県の立場に成りかわって指導をできるような、そういった人材育成も、既に少し——初級じゃなくて、そういう知識、研修を積んだ方ですね、そういった方の育成も今市町村と連携を進めていこうというふうに思っているところでございます。

それと2点目の目標でございますけれども、これはもう4カ年戦略の中でございます。当然、31年を目標に、さらに低減に向けて3億5,000万を切るぐらいの、それぐらいの目標を持って、引き続き県内くまなく推進をしてみたいと考えてございます。

以上です。

○西山宗孝委員 ぜひよろしく強化していただきたいと思えます。

あと、漁場の件ですけれども、廃船の件ですが、なかなか、県のほうからの補助というよりも、そういった国の制度、助成、省庁を別にしても、あれば非常にありがたいとは思いますが、これまでも、あった制度を活用できなかったこともあるというふうに聞いているんですけども、今お調べになっている水産庁か環境省……。

○菰田漁港漁場整備課長 水産庁でそういう

メニューがあったと。

○西山宗孝委員 ぜひ具体的なところを探っていていただいて、非常に数的にも多うございますので、対策を早目に打ち出していただければと思っております。

1つだけ、処理費が5,000万または20隻以上という解釈でよろしいのでしょうか。

○菰田漁港漁場整備課長 20隻以上かつ処理費用が5,000万というところがございますので、ちょっと現状では、1漁港当たりで見ると非常に規模が大きいのかなというような感じではございました。

○西山宗孝委員 一例を挙げてお話かと思えますので、ぜひとも、市町村は非常に県への期待が大きくて、県は補助はなかつかいと必ず怒られます。基本的に余り、単費も含めて予算上の問題もあります。ぜひともそういった国の制度を引っ張ってきていただくか、もしくは少しなりとも補助を考えていただくかということも今後検討していただければと思います。要望しておきます。

以上です。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○中村亮彦委員 44ページの、これ新規なんですけれども、くまもと農業法人活動強化支援事業について質問をいたしたいんですが、今農業法人が、もう1,000社を超えているという説明だったと思うんですけれども、それから、熊本県の農業法人協会に業務委託というようなことで、2の事業内容の(1)の①から③まで、いろんな支援がなされると思うんですけれども、これは、その1,000社を超える、もう今1,000社を超えている農業法人に対しての支援なんではないでしょうか。それとも、今

から新たに設立をする、あるいは設立をしたという人にも、これ支援があるのでしょうか。そこをお聞きしたいんですが。

○下田農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

委員からお尋ねがありました、事業内容の①の基礎資料の収集、②の経営力向上研修、③の経営アドバイス機能、この中で、①の法人の実態調査等の基礎資料の収集につきましては、今法人化されております1,000社ほどを対象に実施をしたいと考えております。

それから、②の経営力向上研修につきましては、集合研修という形で、これも1,000社を対象に実施したいと考えております。

③につきましては、経営アドバイス機能は、今年度につきましては、まず30社程度を対象に進めてまいりたいと考えております。

委員からお尋ねがありました、今後法人化を目指す方々への対応につきましては、1つ前の43ページの資料をごらんいただければと思いますが、担い手育成緊急支援事業という事業の中で、まだ法人にはなっていない認定農業者とか地域営農組織に対しても、経営力向上とか法人化に向けた支援を行っていくということで考えておまして、具体的には、2の事業内容の(1)のところ、くまもと農業経営相談所というものを本年設置いたしますので、そこに自分の経営の中の目標とする部分、それから改善したい部分等をお出しいただいて、そういう意欲のある方々の経営改善、法人化の支援をしていこうと考えております。

○中村亮彦委員 農業法人をふやしていくということについては、この農地集積であったりとか大規模農業を目指すという意味では非常に大切なことだろうと思います。いろんな法人のあり方があると思うんですけれども、今まで農家をやった人が、その法人成りを

するというパターンだったり、他産業から参入をするというようなパターンだったり、いろんなパターンがあるから支援の仕方もやっぱり均一じゃないと思うんですね。だから、そういうところも見て一つ一つアドバイスをしていかれると思うんですけども、この熊本県農業法人協会、ここが指導する場合にどこまで入っていけるのか。例えば、経営内容とか、もっと言うなら財務内容とか、そんなところまで指導されるんでしょうか。

○下田農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

法人協会が指導に入る場合につきましては、個々の法人ごとの財務内容の細かなところまでは、さすがに法人が明らかにするとおっしゃれば、教えていただいて指導いたしますが、財務内容につきましては、大まかにどの程度の収益なのか、どの程度の経費がかかっているのかという大きな枠組みの中で確認をさせていただきながら、法人が今直面している課題に対してアドバイスをする。特に、法人協会の中でも、長く経験をされて、いろんなタイプの法人の方がいらっしゃいますので、そのタイプに合わせて、先輩法人が法人になったばかりのところの指導に入るというような形を考えております。

○中村亮彦委員 生産性の向上だとか、一番大事なことは、やっぱり収益性だろうと思うんですね。だから、1,000社の中でどれぐらい収益があるのかということ、経営がうまくいってるかということなんですけれども、そういうところも、1,000社もいるんだったら、ある程度数字で見えるようなデータがあれば、県の農業法人、どのような推移で成長していったとか、あるいは減退していったとかいうようなこともらんでいかなければならないというふうに思いますので、しっかりそこら辺も調査、データをとっていた

だきたいというふうに思います。

もう1点、済みません、いいですか。

○緒方勇二委員長 はい、どうぞ。今のは要望でよろしいですか。

○中村亮彦委員 はい。

59ページの多面的機能支払事業についてなんですが、これは、多面的機能支払交付金を受けるのに、農地・水事業とかで交付金を受け取ったら、これは交付金の二重取りになるからできないというようなことで、こういう認識でいいですか、まず。

○久保田むらづくり課長 むらづくり課でございます。

59ページに書いてございます中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払、これ目的がそれぞれ別でございますので、重複可でございます。

○中村亮彦委員 ということは、広大な農地に関しては、水路が通ってたりとか、あるいは埋設管が底に埋まっているんですが、これが、そういう農地を整備されて、何と申しますか、盛んに整備をされたのは、もうやっぱり30年、40年前だと思うんですね、ピークが。そうなりますと、もうそれぐらい時間がたってますから、水路においてはどうかわかりませんが、送水管、埋設管においては、相当やっぱり傷んだるわけですね。それも一遍に壊れるわけじゃありませんから、地震とかだったら一遍に壊れたりしますが、老朽化によって壊れる場合は、ポイント、ポイントで壊れていくわけですから、そこを直すと、今度は違うところに圧がかかって、またそこが破れる、あるいは破損する、またそれを直せば、また次というような、こういうことが繰り返されるということで、これにももちろん適用はできる——二重取りという言葉は悪

いですが、重複していいということであれば、それはもう両方そっちに使ってもいいということでしょうか。

○久保田むらづくり課長 2点お答えします。

まず、重複可と申しましたものを少し補足させていただきますと、中山間地域等直接支払制度というのは、これはいわゆる所得補償的な事業でございます。考え方と申しますと、平たん部のいわゆる比較的作業効率がよくて生産コストも低いところ、それに比べて、中山間地域のある一定以上の傾斜要件があるところですね、そちらの地域との結局、生産コストの差を国の基本法に基づいて交付金を交付するというので、極端に申しますと、交付をした時点で、この事業はもう払い込んで終わりでございます。所得補償的な意味合いがございます。

そして、下の多面的機能支払というのは、比較的そういう傾斜とか要件がなくて、農振農用地でございますので、平たん部もできますし、中山間地域、余り地域の区分はございません。そちらのところでの具体的な農道とか水路とか、そういったやつの維持管理、通常の維持管理、それと今委員おっしゃられました特定の施設の、結局、長寿命化、延命化するためのそういう維持管理ですね。いろいろなタイプが2つ3つ種類がございますけれども、その費用に対しまして、これ経費を国庫補助も含めて補填をして、農地の、結局、生産活動を継続して、多面的機能ということで申しました、例えば水源涵養効果でございますとか、水田が持つ洪水調節機能とか、そういったものを持続させるという、そういう活動に対して交付金を交付するという、そういう事業でございますので、基本的に県内の傾斜がきついで、なおかつ、多面的機能支払いの活動組織と申請する区域が重複しているところについて、両方の交付金を受ける

ことは、制度上、可でございます。そのいわゆる地域の農業生産活動を継続させるために、県のほうとしても、できるだけ重複できるところについては重複をして、交付を受けるようなところで推進を図っているところでございます。

それと2点目としまして、委員おっしゃられました、配管とかのいわゆる地下に埋設した施設、1カ所あれでも全部この網みたいにつながっているの、そこ部分だけ直してもだめだよということになりますと、この多面的機能支払というのは、その施設の延命化、維持管理に關します費用に対しまして交付金を行うものでございますので、そういった面的なところの抜本的な補修とかになりますと、ここではなかなか予算的にも限界がございますので、そこについては、いわゆるハード整備の施設の更新事業でございますとか、いろんな各種事業がございますけれども、そちらのハード整備の事業のほうで更新整備をいただくということになるかと思えます。

○福島農地整備課長 農地整備課です。

今久保田課長が申しましたように、そのパイプライン等の用水施設ですね。その老朽化対策としましては、広範囲に及ぶ場合は、51ページの県営かんがい排水事業でありましたり、あと52ページの県営経営体育成基盤整備事業、そちらのほうで規模が大きい場合は対応できますので、もし要望があるようでしたら、うちのほうで検討させていただきたいと思えます。

○中村亮彦委員 また改めて要望したいと思うんですが、それは、県やあるいは町や土地改良区の財産だと思えるんですが、大体、広いパイプ、送水管ということになりますと、そういうことだろうと思えますので、負担率もあると思うので、その辺のところは

また御相談させていただきたいと思います。

以上でございます。

○吉永和世委員 先ほどクルーズ船の話がございましたが、今月、4月20日だったですかね、東京で自民党の全国の県議が集まって研修会があったんですが、その中で、安倍総裁のほうから、この話が具体的にございました。八代港のクルーズ船の話と、クルーズ船の中に地元の農産物を今後展開していくんだという話があったので、御紹介しておきたいなというふうに思います。

それで質問しますが、68ページの森林整備課ですかね。主伐・植栽一貫作業システム支援事業ですか。我々地元でも、木を伐採して跡に木を植栽しないでそのまま終わってしまうという場所が結構あるんですけども、結構聞くと県外業者とか話があって、また、地元の業者に聞いてみると、県外に行ったときは我々も植栽しないという話も聞いたことがあるんですけども、そういった防止策というか、そういったものにつながるのかどうか、そこら辺をちょっとお聞かせいただければと思うんですけども。

○松木森林整備課長 森林整備課でございます。

この主伐・植栽一貫作業システム支援事業、68ページの事業でございますけれども、やはり伐採者と植栽する者が別々ですと、なかなかうまく連携がとれずに、そのまま放置されてしまうというケースも多々あると思ってございます。そういう意味で、伐採者と植栽者が連携をするためのうまく時期を合わせるですとか、計画調整をするためのソフト的な支援も含めてございますので、この事業をうまく適用することで植栽の未済地というものを抑制できる、そういう効果があるものと思っております。

○吉永和世委員 ぜひ一体化してもらって、これから梅雨時期に入っていったりすると、非常に心配される地域もあるんですよ、やっぱり。ですから、そういったものを防ぐためにも、この事業をぜひ成功に導いていただきたいなというふうをお願い申し上げたいと思います。

それと56ページの中山間農業モデル地区支援事業、たしかこれまで13地区指定をされているというふうに聞いておまして、31年度まで33地区ということでやってらっしゃるんですが、この13地区の中で、先進事例じゃないですけども、成功事例、この高単価作物というのが、どういったものを取り組んでいらっしゃるのか、その先進事例をちょっと御紹介いただければというふうに思います。

○久保田むらづくり課長 むらづくり課でございます。

2つお答えいたします。

まず、昨年度の事業ということで認定いただきまして推進を図ってまいりました。正確には、水俣のほうの薄原・深川地区を初めとして14地区、29年度において、モデル地区ということで認定をいたしまして、さらに33地区まで拡大、地区数、予算とも御承認をいただいて、今後推進を図ってまいりたいと思っております。

2点目として、そのいわゆる高単価作物、どういうものがあるかと申しますと、高単価、国のほうは、これを高収益作物というふうに言っておるんですけども、これになりますと、非常に産地指定とかいろんな規制がございますので、県単独の事業としては、いわゆる量は少ないけれども、できるだけ収益というかそういうものにつながるものを、規模は小さいけれども推進していこうというのが1つスタンスでございまして、量は小さいけれども、各地域にある特色といいますか、特徴のある作物ですね、こういったものをで

きるだけモデル地区ということで取り入れてやっていこうということでございます。

例えば熊本市でいきますと、吉次においてはミカンがございまして、そこをしっかりとブラッシュアップして、さらにブランド化といいますか、高品質も進めていくとか、あと認定されました山鹿のほうの岳間、これについてはお茶ですね。ここをしっかりと推進をしていくということでございます。

県南にまいりますと、八代の旧東陽村五反田、ここはショウガとかございますので、こういったものをさらに上げると。あるいは、今ない素材として新規作物として導入を考えておりますのが、例えばアスパラガスでございまして、あるいはスナップエンドウとか、そういった各地域の冷涼な気候とか、地域特性といいますか、気候条件に合ったようなものを、少量ではございますけれども、少しずつ入れながら推進をしていくということで、そういった各地域に合ったものを少しずつ、量は少ないですけども、そういったものをちりばめといいますか、多様なものを入れながら、各地域のモデル地区、最終的には、そこの所得向上、収入増につなげていきたいと。加えて、林産物の連携ということで、農業外収入についても複合収入ということでしながら、地域の、結局、所得向上というものを最終目的にして今後も進めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○吉永和世委員 もともとその場所で生産したものも含め、新規のものも含め、高単価になるようにということですよ。ぜひ頑張ってください、高単価になるようにしていただきたいと思っております。

それと、これは大変な事業だと思うんですけども、70ページのくまもと緑の新規就業支援対策事業ですか。今外国人の活用という

ことで、技能実習生ですか、といった取り組みがあると思うんですけども、なかなか、この林業に関しては非常に難しいというふうに聞いているので、林業大学校の建設に向けた検討をされているということでございますが、この外国人活用というのもあるのはあるんでしょうけれども、ただ、技能実習生になると、対国がないと結局入ることができないということでしょうから、多分対国がないんだろうなというふうに思うんですよ、技能実習生の場合。林業の場合ですよ。そういった分に関して非常に難しいんだろうなというふうに思うんですけども、その外国人活用に対しての、何かこう今考えていることっていうのがあれば、ぜひちょっと教えていただければなと思うんですけども。

○三原森林局長 済みません。森林局三原でございます。

林業の場合の外国人と申しますと、技能実習生は、基本的に制度としてないわけではなくて、ただ、1年間の教育期間だけで終わるというふうな形の制度になってございます。それとあわせて、熊本県内には、いわゆる受け入れ機関がないというところで、いわゆる山の中で木を切るとか下刈りをするとかという外国人の技能実習生はいないというのが現実でございます。ただ、林業の中でも、いわゆる製材業とかという世界においては、1年間の技能実習生がおられるところもございます。ただ、しかし、今言いましたように、非常に林業においては門戸が狭いというのが現実でございます。

今委員御指摘のとおり、林業において外国人労働者の展開を何か考えているかというふうなお話としましては、やはりどうしても国において、いわゆる技能実習生制度というのが、非常にやっばりがちがちにかたいところがございまして、それとあわせて、林業の現場におきましては、チェーンソーとか使う

場合に、やっぱりコミュニケーションですとか危険を伴う作業で、いわゆる免許とか講習を受けなければならぬという制度がありますので、今のところとしては、外国人労働者よりも、なかなかハードルは高くございますけれども、日本人での新たな——ここに70ページにも書いておりますけれども、林業大学校であるとか日本人の担い手を、やはり厳しいかもしれませんが、少しずつでもふやして行って、担い手対策をやっていくというところをまずはしなければならぬのかなというふうに考えてございます。

日本国全部で見れば、外国人のところを進めようということ、いろんな取り組みといますか、仕掛けといますか、国に対する要望ということをやっつけてらっしゃる県もあるというふうに聞いておるんですけれども、なかなか林業においては難しいというのが現状じゃなかろうかなと思っております。私の認識としては以上でございます。

○吉永和世委員 はい、わかりました。何か林業はちょっと心配な部分があるのかなと、実際思っている部分があるので、その外国人活用も含めて、林業大学校とかつくって日本人の方々に入っていくことは、それはもちろん大事なことですけれども、外国人活用もしっかり検討しながら進めていくことが大事かなというふうにちょっと思ったりもしているので、ぜひ検討いただければなというふうに思います。

以上です。

○西岡勝成委員 林業のことなんですけれども、雑木林のことについて、地元の話で大変恐縮ですが、牛深の水産加工業の薫製用に雑木林を伐採しています。雑木林、里山というのは20～30年に1回切ったほうが良いという形で、自然環境を維持するために非常にいい産業であると思うんですけれども、ただ、森

林組合には入っていないんですね。自分たちで任意の組合をつくっているんですけれども、全体的には年間3～4億ぐらいの売り上げがあると。遠いところは、枕崎あたりは球磨郡から引いたりしていますけれども、牛深は大体地元の天草のカシの木とかそういうものを中心にやっているんですが、その森林組合に入っていないもので、例えば伐採する機械とか運搬するトラックとか、その辺の補助がなかなか受けにくいんですよ。ただ、地元の水産加工業の大体70億ぐらい今あるんですね。要するに、だし用の節原料の生産、それにはもうなくてはならないところなので、どうにかそういうグループはつくってますので、何か機械を買ったりトラックを買ったりするようなどころにも補助金が流れるようなことはできないんですかね。

○三原森林局長 今委員御指摘のとおり、牛深地区におきましては、節生産におけるまきということで、まきを伐採されていわゆるなりわいを立ててらっしゃる方が現在もいらっしゃるといことは、私どもも認識してございます。

今森林組合というお話をされましたけれども、今林業関係のいわゆる機械の導入におきましては、森林組合だけではなくて、いわゆる法律上認定された事業体であれば、補助対象になる場合もございます。あるいは、個人のいわゆる林業会社でも補助対象になる場合もございます。いろんなケースがございますので、それとあわせて、今国といたしましては、意欲ある担い手ということで、一生懸命林業をやっつけてらっしゃる方を意欲ある担い手ということで指定して、その方々に補助を集中しようという動きもございます。

今委員おっしゃられました雑木林を一生懸命切って地域の循環に役立っているというのは、非常に林業でもそれはそれで魅力ある林業をやっつけてらっしゃるのかなというふうに思

ってございます。ですから、その辺の細かいところ、当然、山に入るのが、例えば10日ぐらいで、残りの300日ぐらいは別の商売をしているといったら、なかなか林業とは言えないんですけれども、その辺の区分とかというのがございますので、細かい話になろうかと思えます。ぜひ、私どもなり、あるいは地域の林務課に、その事業者の方が御相談いただくと、いろんな対策というのを考えられるんじゃないかなと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思っています。

○西岡勝成委員 天草の振興局のほうにはついてないでありますので、ぜひひとつ御指導ください。

○淵上陽一委員 林業のことで吉永先生が大変心配しとるという話もありました。また、三原局長のほうから、大変厳しい状況があるという話でありました。

1点要望ですけれども、66ページの林業公社事業ということで予算が上がってきておりますけれども、この間お話を聞きましたら、3年ぐらいは林業公社も黒字になったということ。しかしながら、なかなか厳しい状況であるということでもありますけれども、それを請け負うところがあるわけでありまして、そこを請け負うところ、かなり厳しい状況になっていますので、ちゃんとした利益が残るぐらいはそこをやってくれというのを、ぜひとも御指導いただきますよう、そこは要望させていただきます。

それで、1点、64ページ、森林整備課。

所有者不明の森林というところがありますけれども、森林組合あたりがそういったことをやってらっしゃるといふふうに思いますけれども、市町村の税務課あたりとやっぱりその辺の連携がなかと、なかなかそこら辺がわかりにくいということを言われておりますので、ぜひとも市町村に対しては、そういった

ところに対しては、この事業に対しては強力にやってくれというのをぜひともつないでいただければというふうに思いますので、どうかよろしく願いしときます。要望でよかです。

○磯田毅委員 今淵上先生がおっしゃったように、所有者不明の森林というのは、全国では、農地も含めてでしょうけれども、所有者不明の土地が九州の広さがあるというニュースを聞いたんですけれども、熊本県内で、所有者不明の森林地というのはどれぐらいあるのかが1つと、そして1つは、この委員会で触れとれないかぬなと思って質問しますが、25ページの種子法が、今月廃止がスタートしたわけですね。新潟県や兵庫県だっと思えますけれども、県条例で、それに対抗して安定生産につなげていくという条例をつくって、ほかにも50から60ぐらいの地方自治体が、そういう意見書を提出したと——だったかな、そういうことを聞きましたので、この種子法廃止による県内の不安というのは、私がもう1回取り上げていますけれども、新しい部長さんに、そこの認識をちょっとお伺いしたいと思います。2点ですけれども。

○松木森林整備課長 森林整備課でございます。

所有者不明の山林の熊本県内における量というところの御指摘だったかと思えます。

結論から申し上げますと、わからないというのが実情でございます。森林の整備をするに当たって、やはりどの場所をやるかというところを決めて所有者を探索していく、その過程で、ここはわかる、わからないというものが出来ると、そのような状況が現実でございます。

○磯田毅委員 わかってる面積というのは、逆にわからぬですね。所有者がわかってる

森林というのは、広さ、割合というのはわからぬわけですよ、もちろん。

○松木森林整備課長 森林整備課でございます。

少なくともわかっているというものは、森林組合等に対して経営の委託をする際に、森林経営計画というものをつくっているというところがあるかと思えます。森林経営計画、今現在、県内の民有林の人工林の41%をカバーしているというところがございますので、少なくとも、この41%については、所有者がわかっているという認識でよろしいかと思っております。

以上でございます。

○福島農林水産部長 25ページの種子法の廃止に伴う影響ということで、ここに目的に書いておられますとおり、稲、麦、大豆と、主要農作物ということですね。これをきちっと守っていくというために、従来どおりのやり方をとにかくやっていこうということで、先ほど、冒頭で課長からの説明がありましたとおり、もう早速、旧年度中に要領等も定めまして、きちっとこれまでの体制をとっていくということで、これしっかり前の部長がお答えしたとおり守っていくと、きちっとやっていくという思いでおられますので、よろしく御理解をお願いします。

○磯田毅委員 そうですね。不安というのは、なかなか具体的に証明できるものじゃないんですけども、やっぱりこれまでと法律が変わったという中で民間活力を入れて、この種子開発についてはもっと効率的なという目的があったかと思えますけれども、そういった面が果たして民間につなげていくことが消費者の利益につながるかという不安は、私は消えてないと思えますね、そういった全国の動きからしても。

熊本県は、しっかりとこういった対策を立てておいでですけれども、将来どうなるかという不安については、同じ皆さんの認識を高めてもらって、やっぱり条例をつくるというのはちょっと難しいかもしれぬですけども、背景にはそういう不安があるということを知りたいと思います。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○淵上陽一委員 済みません。34ページの農産園芸課。

生産総合事業、これは強い農業交付金のことのところですかね。今私たち、地元から言われるのは、熊本は大変先進的な農業をされとるということもあって、ポイント制でこの事業が受けられる、受けられぬということがあって、なかなか受けにくくなったということを知りまして、ぜひとも、やはり知恵を出すなり、また、国に対してどうしたら受けられるかぐらいの何か努力をぜひともお願いしたいというふうに思っております。これは要望でよろしいです。

それと、41ページの農地・担い手支援課の農地集積加速化事業の中で、2の事業内容の(4)の人・農地プラン策定支援事業ということで、これは以前も質問させてもらったんですけども、そのときの部長の答弁は、これは未来の設計図になるんだという話がありました。ざっとして埋めただけで設計図をつくって出すのも、何回も何回もその地域で話し合いをしながらしっかりとつくった設計図も、同じように上がってきてしまっているわけですけども、この辺はもう一回しっかりと話し合いをするようにということで、ぜひともそこら辺は頑張ってもらえばというふうに思っております。要望でよろしいです。

○緒方勇二委員長 ほかに。

○吉永和世委員 林業振興課、73ページです。

新規事業ですかね。県産木材輸出促進支援と「県産和室」輸出促進、これ、たしか新聞かニュースかで取り上げられたというふうに思っているんですけども、これ現状をもうちょっと詳しく教えていただければなと思います。

○緒方勇二委員長 和室輸出の現状だそうです。

○三原森林局長 委員のお尋ねの73ページの県産木材輸出促進事業、新聞に取り上げられたのは、タイへの製品輸出ではなかったかなと。現在、県の輸出促進協議会というところが中心となりまして、いわゆる和室をパッケージ化して輸出をしようということで、この前新聞に取り上げられておりましたのはタイへの輸出ということで、特に芦北のほうでチームをつくって、製材業の方々、それからいわゆる木材業の方々、それから大工さん、そういった方が、チームを組んでいわゆる外国に出て行って、製品を輸出するだけではなくて仕上げまで日本人でやってしまおうと、それも熊本の地域の人たちでやってしまおうという取り組みを昨年ぐらいから進めてきております。この中でマル新と書いておりますのは、事業年度が変わったということでマル新、新たな取り組みとしておりますが、以前から種をまいてきたものが、やっと見えるようになってきたということで、この前新聞で取り上げられたものと考えております。

ですから、今芦北のほうのチームと申しましたけれども、県内で、例えば八代のチームであるとか、熊本のチームであるとか、県内各地で、やはり商売の規模としては小さいん

ですが、技術とかをお持ちの方々を地域でまとめて、そのまとまった方でチームを組んで、小さいけれども輸出しようという取り組みが、ここの県産材の輸出促進支援事業の主たる取り組みでございます。

そういった取り組みを積み重ねながら、今現在輸出自体は丸太の輸出をメインに行っておるんですが、それを少しずつ製品の輸出につなげると。先ほど磯田先生からもありましたように、木構造規範あたりで製品を輸出せぬことには県内の業界は潤いませぬので、小さな取り組みから始めて製品の輸出まで行きたいと。その中には、付加価値をつけるために、大工さんとかというものも熊本から派遣してやっていきたいというふうな取り組みということで組み立てておるものでございます。

○吉永和世委員 おもしろいなと思って見たので、ぜひ成功していただきたいなという思いでちょっと質問させていただきました。

以上です。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、以上で質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。執行部から報告の申し出が1件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を受けた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、担当課長から報告をお願いいたします。

○千田農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会報告資料、平成28年熊本地震からの復旧・復興の状況について説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

熊本県農林水産被害額の概要になります。

被害額合計は1,826億円で、本年3月13日に確定したところです。

2ページをお願いいたします。

熊本地震からの復旧・復興プランにおいて、農林水産部では、営農再開を目指す農家の平成31年に営農再開100%を重点項目として掲げております。

上段のグラフは、今年度の営農の可否を目安として、平成30年5月末の見込みの再開率です。現在のところ、5月末で96.9%を見込んでおります。

資料下段の営農用施設・機械の復旧を支援する被災農業者向け経営体育成支援事業の申請は、1万件余、事業完了は85.5%となっております。

3ページをお願いいたします。

上段は、農地・農業用施設の復旧についてです。復旧とあわせ、大区画化や農地集積等、創造的復興に取り組んでいるところです。

下段は、カントリーエレベーター等共同利用施設の復旧状況です。残り1カ所は、JA熊本うきのカントリーエレベーターですが、6月に完成の予定になります。

4ページをお願いいたします。

上段から、畜産クラスター事業、治山事業、林道、木材加工流通施設の復旧状況です。

前ページの農地・農業用施設の復旧や治山事業など、公共事業関係については、業者不足等による入札の不調、不落が発生しており、入札制度の見直しや発注ロットの拡大等、さまざまな対策を講じ、県と市町村が連携して取り組んでいるところです。

5ページをお願いいたします。

上段の水産関係施設等は、既に完了済み、下段は、国の直轄代行による農地海岸施設、治山施設の状況ですが、着実に復旧が進んでいるところです。

説明は以上になります。

○緒方勇二委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、これで報告に関する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、陳情・要望書が1件提出されております。参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第2回農林水産常任委員会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午後3時30分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長